

令和5年度 職員の給与の男女の差異について

特定事業主名：飯塚市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.0%
全職員	89.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	101.3%
本庁課長相当職	96.1%
本庁課長補佐相当職	96.6%
本庁係長相当職	98.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.7%
31～35年	96.1%
26～30年	93.4%
21～25年	92.6%
16～20年	94.5%
11～15年	90.6%
6～10年	89.0%
1～5年	86.7%

【説明欄】

1. 前年度からの積算方法の変更点

令和4年度公表においては、育児休業や休職により月の支給が「0」でも、年間で給与を支給した職員を各月に含んで算定していたが、令和5年度公表においては、育児休業や休職により月の支給が「0」の職員については、対象外とした。(国算定基準に準じたもの)
また、時間外勤務手当のみを支給している研修派遣職員は、対象外とした。

2. 全職員に係る情報について

「任期の定めのない常勤職員」においては、以下の理由によって相対的に女性職員の給与の割合が低くなっている。

- ・課長補佐級の管理職及び係長職が男性の方が多い。
- ・扶養手当、住居手当の支給対象者が男性の方が多い。
- ・時間外勤務手当の総支給額が男性の方が多い。

3. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報について

(1) 役職段階別

- ・「本庁部局・次長相当職」は扶養手当、住居手当の支給平均額が女性の方が多い。
- ・それ以外の職は、扶養手当、住居手当の支給平均額が男性の方が多い。

(2) 勤続年数別

勤続年数「21～25年」「26～30年」「31～35年」「36年以上」の区分においては、以下の理由によって相対的に女性職員の給与の割合が低くなっている。

- ・課長補佐職以上の割合が男性の方が多い。
- ・係長職以上の割合が男性の方が多い。
- ・扶養手当、住居手当を受給(申請)する職員の割合が、男性の方が多い。

勤続年数「16～20年」の区分においては、以下の理由によって相対的に女性職員の給与の割合が低くなっている。

- ・扶養手当、住居手当を受給(申請)する職員の割合が、男性の方が多い。

勤続年数「1～5年」「6～10年」「11～15年」の区分においては、以下の理由によって相対的に女性職員の給与の割合が低くなっている。

- ・育児休業及び育児に係る部分休業等を理由として、給料を日割り計算して支給する月のある職員が、女性の方が多い。
- ・採用時における年齢や前職(民間企業経験の有無等)などにより給料に差が生じるが、給料が高くなる割合が、男性の方が多い。特に、「1～5年」の男性に国と県からの年齢が高い割愛採用職員が含まれており平均給料が高い。

【その他】

・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、短時間勤務職員については、月毎の勤務時間数を算出し、常勤職員の月勤務時間数に換算し、職員数を算出している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。